

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 9月26日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社野村総合研究所
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目 6番 5号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5533-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 村上 勝俊
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所 （東京都千代田区丸の内一丁目 6番 5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府大阪市中央区北浜一丁目 8番16号）

- （注1）本書中の「公開買付者」とは、株式会社野村総合研究所をいいます。
- （注2）本書中の「対象者」とは、株式会社だいこう証券ビジネスをいいます。
- （注3）本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- （注4）本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注5）本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年9月18日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項及びその添付書類である平成24年9月18日付公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項に基づき公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）

(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

所有株券等の数

公開買付届出書の添付書類

平成24年9月18日付公開買付開始公告

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	74,247
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年9月18日現在)(個)(d)	25,350
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年9月18日現在)(個)(g)	52,424
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	255
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(j)	254,426
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	29.18
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	59.69

(後略)

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	74,247
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年9月18日現在)(個)(d)	25,350
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年9月18日現在)(個)(g)	52,427
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	255
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(j)	254,426
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	29.18
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	59.69

(後略)

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

(訂正前)

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得(以下「本件株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならない(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは対象者株式を取得することはできません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。)。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。))をするものとされており(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による許可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成24年8月31日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、本件株式取得に関しては、原則として平成24年9月30日をもって、取得禁止期間は終了する予定です。

公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合

として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者株式を取得することはできません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による許可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成24年8月31日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、本件株式取得に関しては、原則として平成24年9月30日をもって、取得禁止期間は終了する予定です。

また、公開買付者は、公正取引委員会から平成24年9月24日付の排除措置命令を行わない旨の通知書を受領したため、同日をもって措置期間が終了しています。

なお、本訂正届出書の提出後、公開買付期間中に取得禁止期間が終了した場合であっても、公開買付届出書の訂正届出書は提出いたしません。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 平成24年9月24日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第593号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成24年9月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	77,038 (個)	545 (個)	163 (個)
新株予約権証券	378		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	77,416	545	163
所有株券等の合計数	78,124		
(所有潜在株券等の合計数)	(378)		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数350個を含めております。

(訂正後)

(平成24年9月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	77,038 (個)	548 (個)	163 (個)
新株予約権証券	378		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	77,416	548	163
所有株券等の合計数	78,127		
(所有潜在株券等の合計数)	(378)		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数350個を含めております。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

(訂正前)

(平成24年9月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	51,688 (個)	545 (個)	163 (個)
新株予約権証券	378		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	52,066	545	163
所有株券等の合計数	52,774		
(所有潜在株券等の合計数)	(378)		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数350個を含めております。

(訂正後)

(平成24年9月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	51,688 (個)	548 (個)	163 (個)
新株予約権証券	378		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	52,066	548	163
所有株券等の合計数	52,777		
(所有潜在株券等の合計数)	(378)		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数350個を含めております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

【所有株券等の数】

(訂正前)

(前略)

野村アセットマネジメント株式会社

(平成24年9月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	545 (個)	163 (個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計		545	163
所有株券等の合計数	708		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(後略)

(訂正後)

(前略)

野村アセットマネジメント株式会社

(平成24年9月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	548 (個)	163 (個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計		548	163
所有株券等の合計数	711		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(後略)

公開買付届出書の添付書類

平成24年9月18日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

(訂正前)

公開買付者9.95% 特別関係者20.58% 合計30.54%
(後略)

(訂正後)

公開買付者9.95% 特別関係者20.59% 合計30.54%
(後略)

(8) 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計

(訂正前)

公開買付者39.11% 特別関係者20.58% 合計59.69%
(中略)

(注2) 対象者によれば、平成24年4月1日以降同年8月31日までに、平成19年6月28日開催の対象者取締役会決議により発行された第6回新株予約権、平成20年6月27日開催の対象者取締役会決議により発行された第7回新株予約権、平成21年6月26日開催の対象者取締役会決議により発行された第8回新株予約権、平成22年6月25日開催の対象者取締役会決議により発行された第9回新株予約権、平成23年6月24日開催の対象者取締役会決議により発行された第10回新株予約権、及び平成24年6月22日開催の対象者取締役会決議により発行された第11回新株予約権が行使されることにより発行等した対象者普通株式は存在しないとのことであり、また、同年9月1日以降公開買付期間末日までに、上記 から までの新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式は最大67,600株とのことです。かかる権利行使により対象者の株式が発行等された場合には、上記「買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合」は39.11%を、上記「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は20.58%を、これらの合計は59.69%を下回ることとなります。なお、上記の新株予約権は、平成24年7月31日までが行使期間とされております。

(後略)

(訂正後)

公開買付者39.11% 特別関係者20.59% 合計59.69%
(中略)

(注2) 対象者によれば、平成24年4月1日以降同年8月31日までに、平成19年6月28日開催の対象者取締役会決議により発行された第6回新株予約権、平成20年6月27日開催の対象者取締役会決議により発行された第7回新株予約権、平成21年6月26日開催の対象者取締役会決議により発行された第8回新株予約権、平成22年6月25日開催の対象者取締役会決議により発行された第9回新株予約権、平成23年6月24日開催の対象者取締役会決議により発行された第10回新株予約権、及び平成24年6月22日開催の対象者取締役会決議により発行された第11回新株予約権が行使されることにより発行等した対象者普通株式は存在しないとのことであり、また、同年9月1日以降公開買付期間末日までに、上記 から までの新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式は最大67,600株とのことです。かかる権利行使により対象者の株式が発行等された場合には、上記「買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合」は39.11%を、上記「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は20.59%を、これらの合計は59.69%を下回ることとなります。なお、上記の新株予約権は、平成24年7月31日までが行使期間とされております。

(後略)